

平成25年度事業報告

一般社団法人京都府指定自動車教習所協会

第1 教習業務基本目標である「高齢者・自転車等に配慮した運転行動のできる初心運転者等の育成」を達成するための実施施策を推進した。

1 管理体制の充実強化方策の推進

- (1) 一般社団法人移行後初めての役員改選が行われ、新執行部が誕生し、教習運営に関する会員校所のより多くの意見が反映されることとなった。
- (2) 教習運営の充実強化に資する全指連長期ビジョン研究会報告書を配布、今後研修等に活用することとした。
- (3) 前年に引き続き会員校所の個人情報保護等管理体制の確立を支援した。
- (4) 法務・経理の有識者を参与に迎え、企業コンプライアンス等の定着化を推進した。

2 教習水準の向上

- (1) 各種講習を通じ初心運転者の交通事故を抑止するための効果的な教習を促進した。
- (2) 指定自動車教習所職員講習を公安委員会より受託し、教習指導員、技能検定員及び副管理者を対象に6月から12月までの間に府下各地で実施した。
- (3) 5月、教習指導員養成講習（受講者30名）、4月、技能検定員養成講習（14名）及び7月に第一種応急救護処置指導員養成講習（50名）を実施し、その資質の向上に努めた。
- (4) 7月、第12回学科教習競技会を京都府警察本部と共催し、教習能力の向上を図った。
- (5) 教習生に対する適切な対応

各校所において教習生に理解される効果的な教習を推進するとともに教習生からの意見要望を教習所運営に反映させた。

- (6) 大震災等に伴う教習未履修者等に対する保護施策の推進のための予算を確保した。

3 厳正な技能検定業務の推進

職員講習を通じて厳正・公平な技能検定の促進と技能検定格差の是正方策を推進した。

4 地域における効果的な運転者教育等の推進

- (1) ステップアップスクール等初心運転者の再教育に積極的に取り組んだ。
- (2) 地域交通安全教育センターの機能発揮のための施策の推進
 - ア 高齢者、学童・生徒等地域住民を対象とした交通安全教室等の開催を促進するための助成を行った。
 - イ 警察本部主催の自転車安全利用CMコンテストに協賛し、中学、高校、大学・専門学校部門参加者等に交通安全意識の啓蒙を図った。
 - ウ 警察本部と連携し、高齢運転者に対する交通事故未然防止のためのポスターを作成し、府民啓発を実施した。
 - エ 教育機関や行政機関等が要請する自転車安全利用講座開催を支援した。
 - オ 交通安全運動スタート式に京都市内5校の教習車及び自転車安全利用推進員各2名の出席などを通じて地域交通安全教育センターに係る情報発信施策を推進した。
- (3) 高齢高齢運転者を対象とする高齢者講習、同同等教育等の実施にあたっては、受託会員校所において、待ち時間の解消のための創意と工夫により、的確な推進を図った。
- (4) 医療機関等と連携した障害者の運転復帰に係る安全運転支援施策の調査研究及び病気等により運転に障害のある運転者に対する運転適性検査への広報や自主返納を促進するための広報活動を推進した。

5 地球温暖化防止対策の推進

- (1) 関係機関と連携したエコドライブの広報、啓発活動を推進するとともに京都市エコドライブ研修業務を受託し、研修を通じて教習生の意識向上に資するものとした。
- (2) 地球温暖化防止等に係る省エネルギー対策を調査研究をした。

6 改正道路交通法等の円滑な運用

- (1) 改正道路交通法令の周知徹底と適正教習への反映を図った。
- (2) 聴覚障害者に係る二輪車教習業務の拡充に伴う資機材の整備と定着化を図るとともに、普通貨物自動車への車種拡大に関する情報収集を行った。

第2 「経営活性化の促進」を図るための実施施策

1 経営活性化方策の推進

- (1) きょう・あすビジョン研究会等の調査研究により、消費税増税の影響経緯と展望等に関する発表がなされた。

- (2) 全指連第11次長期ビジョン研究会に研究員1名を推薦し、研究の支援を行った。
- (3) 全指連、近協連並びに各都道府県協会との情報交換等、連携強化に努めた。

2 労務管理等に関する諸施策の推進

職員の新規採用等に係る公的助成制度の紹介や高齢者雇用及び労働条件等に関する調査研究を推進すると共に社会保険労務士を招聘しての研修会を開催するなど、関係情報の発信を行った。

3 消費税等に関する諸施策の推進

税制に関する諸施策の推進については、「消費税の円滑かつ適正な転嫁のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）」が平成25年10月1日施行された（平成29年3月31日まで）。

これによって消費税の適正な転嫁や総額表示の特例及び転嫁・表示カルテルの独占禁止法適用除外が定められ、全指連においては、全国会員校所の意見等を踏まえ「転嫁・表示カルテルに関する取決め（平成25年12月27日）」が公正取引委員会に届出された。

当協会においても、平成25年5月から協議会、地区会議等の機会に関係法令の研究、要望意見の集約及び増税時における経営健全化への取組方策等を研究した。

4 その他経営活性化を図るための諸施策の推進

適正教習、交通安全に関する教本・教材等の紹介や斡旋を行った。
なお、交通安全図書販売事業は、今年度は行えなかった。

以上